

## 令和5年度第5回岡崎市農業委員会総会 議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和5年7月31日（月）

午後3時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

### 2 会議に付した議案

#### (1) 議案

議案第28号 会長及び同職務代理者の互選について

議案第29号 農地利用最適化推進委員の委託について

議案第30号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第31号 農地の転用の許可の申請について

議案第32号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第35号 農用地利用集積計画について

#### (2) 報告

報告第20号 現況証明願について

報告第21号 農地の転用のための届出の受理について

報告第22号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

### 3 出席委員

#### (農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

#### (農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員等

(1) 岡崎市長

(2) 農業委員会事務局 事務局長、次長、総務係係長、主事、事務員

(3) 農務課 農政係係長、主査

6 議事の内容

局長：本日の総会は、農業委員の任期満了後、最初の総会のため、農業委員会法第 27 条第 1 項の規定により岡崎市長が招集いたしました。開会に先立ちまして、中根市長から御挨拶を申し上げます。

市長：（挨拶）

局長：ありがとうございました。ここで、中根市長は公務のため退席されます。

（市長退席）

局長：このあとの進行は、事務局次長に代わります。

次長：本日の総会開催に当たりまして、事前にご説明させていただきますが、農業委員会等に関する法律により、岡崎市農業委員会の構成は、議会の同意を経た農業委員 19 名と農地利用最適化推進委員 19 名でございます。法律により推進委員の方には議決権がありませんが、情報を共有し、農業委員会に関する事務を推進することを目的として全員参集させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の総会の議長ですが、会長が互選されるまでの間、仮の議長を選出させていただきますたいと思います。岡崎市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項に従い、農業委員の年長者であります保田委員にお願いしたいと思います。保田委員は議長席へ移動をお願いいたします。

保田 委員：会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日欠席の委員はいません。よって、出席委員は総会の定足数に達しております。それでは、ただ今から、令和 5 年度第 5 回農業委員会総会を開会いたします。議事に入ります前に、議事録署名者 2 名の選出についてお諮りいたします。議長一任でご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

保田 委員：それでは、1番の石川修次委員と2番の木俣壽人委員にお願いいたします。  
それでは議事にしがいまして、議案第28号を議題といたします。始めに、互選の方法についてお諮りします。互選の方法については、岡崎市農業委員会規程第3条に無記名投票による方法と指名推薦による方法が規定されています。慣例に従いまして、指名推薦の方法といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

保田 委員：ご異議も無いようですので、指名推薦の方法といたします。それでは、農業委員会会長についてお尋ねします。農業委員会会長としてふさわしい方を推薦される委員の方はございませんか。

(加藤(健)委員挙手)

加藤(健)委員：会長職は非常に大変だと思いますが、前期、会長職を見事に務められましたので、引き続き羽根田正志委員を会長に推薦したいと思います。

保田 委員：ただ今、羽根田正志委員の推薦がありましたが、他に推薦をされる方はございませんか。

(意見なし)

保田 委員：他に推薦も無いようですので、次に会長職務代理者についてお尋ねします。会長職務代理者としてふさわしい方を推薦される委員の方はございませんか。

(木俣委員挙手)

木俣 委員：会長職務代理者については、農業について知識が豊富で、見識のある石川修次委員を推薦したいと思います。

保田 委員：ただ今、石川修次委員の推薦がありましたが、他に推薦をされる方はございませんか。

(意見なし)

保田 委員：他に推薦も無いようですので、羽根田正志委員を会長に、石川修次委員を会長職務代理者に互選することに承認をされる方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

保田 委員：全員挙手ですので、羽根田正志委員を会長に、石川修次委員を会長職務代理者に決定いたします。

次長：ここで、議長を交代いたします。保田委員ありがとうございました。羽根田会長、石川会長職務代理者は席の移動をお願いします。

会長：それでは議事にしがいまして、議案第 29 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地利用最適化推進委員の委託について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、承認するものとします。なお、推進委員の皆様には、議決権がないということですが、農業委員と同様に審議していただき、意見を述べていただきますようお願い申し上げます。それでは、議案第 30 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いいたします。なお、申請番号 21 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 28 日。本案件は、申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 17 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 28 日。本案件は、自宅に近い申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 18 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 28 日。本案件は、自宅に近い申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 19 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 26 日。本案件は、申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：申請番号 20 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 25 日。本案件は、申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享）委員：申請番号 22 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 24 日。本案件は、自作地の隣地にある申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 23 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 26 日。本案件は、祖父の畑を手伝ってきたが、この度申請地を譲り受けて、一層農業に励んでいきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 21 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 21 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

柴田（享）委員：申請番号 21 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 24 日。本案件は、野菜作りに興味があり、申請地を譲り受けて農業を始めたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。

（山内委員入室）

会長：次に、議案第 31 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田（政）委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 23 日。本案件は、現在家族で賃貸住宅にて生活しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 32 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 13 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

木俣 委員：申請番号 31 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 28 日。本案件は、岡崎市から下水道管工事を請け負ったが、資材置場が必要なため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 32 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 28 日。本案件は、昼の修繕業を営んでいるが、資材置場及び運送用トラックの駐車場が不足しているため、申請地を資材置場及び駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号 33 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 25 日。本案件は、太陽光発電事業を行っているが、業務拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

事務局：申請番号 34 番から 43 番について、前農業委員会委員により調査を実施していただきましたので、調査内容について、事務局が代わりに発表をさせていただきます。

申請番号 34 番 調査員は前委員である鈴木要委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 25 日となっております。本案件は、現在不耕作地で湿田状態の田となっている申請地について、譲受人である事業者が自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり湿田状態である申請地で農地を嵩上げをしたい地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。申請地の状況は不耕作で湿田状態の田となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのこと。また、その他問題となる点はないとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 35 番 調査員は前委員である近藤健次委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、現在夫婦 2 人で賃貸住宅で生活している申請者が、家財が増え手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 36 番 調査員は前委員である近藤健次委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、現在夫婦 2 人で賃貸住宅で生活している申請者が、家財が増え手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 37 番 調査員は前委員である大竹博久委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、現在夫婦 2 人で生活している申請者が、賃貸住宅に住む次男夫婦と同居することとなり手狭となるため、申請地に住宅等を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 38 番 調査員は前委員である内藤六市委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、申請者の残土処分事業に伴い受注した残土を申請地に処分をし、湿田状態にある田を嵩上げしたいというものです。申請地の状況は造成途中の状況で不耕作地となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 39 番 調査員は前委員である中根浩司委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 22 日となっております。本案件は、現在生花業を営んでいる事業者が、お客様用駐車場が不足しているため、申請地を転用し、施設を拡張したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 40 番 調査員は前委員である中野永太郎委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 25 日となっております。本案件は、造園業を営んでいる事業者が、工事の受注が増え申請地を資材置場として利用してきたため、是正したいというもので

す。申請地の状況は既に一部資材置場として利用されているため、始末書が添付されており、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 41 番 調査員は前委員である三浦弘正委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、現在夫婦 2 人で賃貸住宅で生活している申請者が、家財が増え手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 42 番 調査員は前委員である三浦弘正委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 23 日となっております。本案件は、太陽光発電事業を行っている事業者が、業務拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

続いて、申請番号 43 番 調査員は前委員である河内小枝子委員が調査をされました。調査年月日は 7 月 21 日となっております。本案件は、現在食品の加工業を営んでおり、就労継続支援 A 型作業所の指定を受けて障害者の雇用強化を計画しているが、既存工場では認定基準を満たす設備が不足しているため、設備を備えた施設を新たに建築したいというものです。申請地の状況は不耕作の畑となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号 38 番について、再度の申請ということですが、一連の経緯を詳しく教えてください。

事務局：令和 2 年と令和 3 年の 2 か年にわたり、範囲を広げて許可を出しております。一時転用ということで許可を出しておりましたが、事業者が事業を進めている間に、申請地の隣接農地に無許可で土を入れていることが発覚したため、その問題が解決するまでの間、工事を中断させました。それ以降問題の解決には至らず、工事が途中の状態です。許可期限が到来し、違反転用の状態となっております。事務局においても、事業者に対して指導を行うため連絡を取ろうと試みましたが、事業者の経営がうまくいかなかった

こと等により連絡がつかない状態であったため、土地の所有者が新たに別の事業者を探し、是正に向けて今回の申請に至りました。

酒井（功）委員：前回の事業者については、何か罰則等はないのでしょうか。

事務局：期限が切れ、今回新たな事業者によって引き継がれ、違反状態が解消されることから、前回の事業者について、特に罰則等はありませんが、今後、その事業者から転用の許可の申請が行われる場合には、特に注視して、慎重に対応していきます。

加藤（健）委員：同じく 38 番について質問です。今回の申請は、前回と同じ高さまでの嵩上げになりますか。

事務局：前回よりも高く盛られる計画となっております。湿田状態がひどく、現状からさらに土を入れる必要があるためです。前農業委員である内藤委員と土地所有者、事業者と事務局で現地立会を行い、盛土の高さについてしっかりと協議はしております。

加藤（健）委員：さらに高く盛るとなると、法面が崩落しないかという恐れがあるのですが、法面について、強化剤を入れる等対策はなされるのでしょうか。

事務局：法面については種子吹付けを行う計画となっております。完了の際には、現場が計画通り処置がされていると確認したうえで、完了届を受付させていただきます。

加藤（健）委員：法面はもちろん、雨水排水にも十分注意して経過を観察して行ってほしいと思います。

会長：他にご質問はございませんか。無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。ただし、申請番号 38 番については、一団の転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものいたします。次に議案第 33 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

神谷 委員：申請番号3番 調査年月日は令和5年7月24日。本案件は、申出事由の生じた方が病気により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号4番 調査年月日は令和5年7月24日。本案件は、申出事由の生じた方が病気により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

事務局：申請番号5番 調査員は前委員である河内小枝子委員が調査をされました。調査年月日は7月21日となっております。この申請は申出事由の生じた方が、病気により農業に従事することができなくなったことによるものです。申請者本人等に聞き取りを行ったところ、対象者の方は、経営主である孫と一緒に年間200日程度農作業を行っていたことが確認できたとのことでした。よって、一定割合以上従事している者に該当しますので調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第34号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

事務局：申請番号2番 調査員は前委員である早川勝英委員が調査をされました。調査年月日は7月22日となっております。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相

続し、相続人が自作を行っていくものです。申請地での確認及び本人等に聞き取りを行ったところ、申請地について相続人が耕作を行っていくことが確認できたとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 35 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

現況証明願について	2 件
農地の転用のための届出の受理について	7 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	23 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。  
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午後 4 時 37 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（1 番）

岡崎市農業委員会委員（2 番）